

<サービス利用料金>

①訪問介護サービス利用料（要介護1から5）1回の利用料金

	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増す毎に)
身体介護	1. 利用料金	1,830円	2,740円	4,350円	6,350円	910円
	2. うち、介護保険から 給付される金額	1,647円	2,466円	3,915円	5,715円	819円
	3. サービス利用に係る 自己負担額（1-2）	183円	274円	435円	635円	91円

身体介護に引き続き生活援助を行う場合

	サービスに要する時間	20分以上	45分以上	70分以上
生活援助	4. 利用料金	730円	1,450円	2,180円
	5. うち、介護保険から 給付される金額	657円	1,305円	1,962円
	6. サービス利用に係る 自己負担額（4-5）	73円	145円	218円

	サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上
生活援助	7. 利用料金	2,000円	2,460円
	8. うち、介護保険から 給付される金額	1,800円	2,214円
	9. サービス利用に係る 自己負担額（7-8）	200円	246円

☆当事業所は厚生労働大臣が定める基準に適合しており、特定事業所加算Ⅱ（10%増し）を算定しています。

②第一号訪問型事業サービス利用料(事業対象者、要支援1、要支援2)

項 目	通常の利用料金
第一号訪問型サービス（Ⅰ） 週1回程度の利用	1,172円/月
第一号訪問型サービス（Ⅱ） 週2回程度の利用	2,342円/月
第一号訪問型サービス（Ⅲ） 週2回以上の利用 (要支援2のみ)	3,715円/月
第一号訪問型サービスA（回数払い）	224円/回

- ☆ 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために厚生労働大臣が定めた標準的な所要時間です。
- ☆ 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画、第一号訪問事業計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。
- ☆ 初回加算（第一号訪問事業および訪問型サービスAも同様）  
新規に訪問介護計画、第一号訪問事業計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に、200円をお支払いいただきます。
- ☆ 緊急時訪問介護加算  
利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に、100円をお支払いいただきます。
- ☆ 生活機能向上連携加算（第一号訪問事業も同様）  
サービス提供責任者と指定リハビリテーション事業所（指定通所リハビリテーション事業所）の専門職と共同で、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画、第一号訪問事業計画を作成し評価を行った場合、100円をお支払いいただきます。
- ☆ 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額（総合事業の支給限度額）の範囲内であれば、介護保険給付（第一号事業支給費）の対象となります。
  - ・ 夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
  - ・ 早朝（午前6時から8時まで）：25%
  - ・ 深夜（午後10時から午前6時まで）：50%
- ☆ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。
  - \* 2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）
    - ・ 体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
    - ・ 暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合
- ☆ 介護職員処遇改善加算Ⅰ（第一号訪問事業サービスも同様）訪問型Aは対象外  
介護サービスに従事する介護職員の処遇改善に充てることを目的としています。月額利用料に13.7%を乗じた金額が加算されます。
- ☆ 介護職員特定処遇改善加算Ⅰ（第一号訪問事業サービスも同様）訪問型Aは対象外、介護サービスに従事する介護職員の処遇改善に充てることを目的としています。月額利用料に6.3%を乗じた金額が加算されます。
- ※ 訪問介護サービスおよび第一号訪問事業サービスに関する注意事項
- ☆ ご契約者がまだ要介護認定又は要支援認定又は事業対象者確認を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護認定又は事業対象者確認を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者の負担額を変更します。

(1) 利用料金のお支払い方法

前記①②の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、請求書が、届いてから15日以内にお支払ください。支払い方法は、現金集金、銀行振込、口座振替の3通りから選べます。

(2) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合に はサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

○事前の連絡がなく、サービス提供事業者が利用者の居宅を訪問してからサービスが中止となった場合は、中止したサービスの種類にかかわらず、500円をいただきます。ただし、利用者の心身の状態など、やむを得ない事情で中止となった場合は無料とします。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により 契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時 を契約者に提示して協議します。